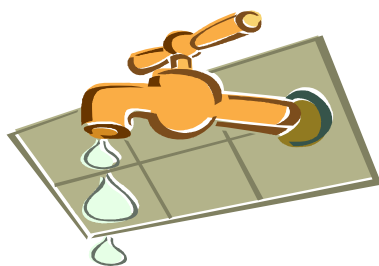


## 1. 給水装置工事について

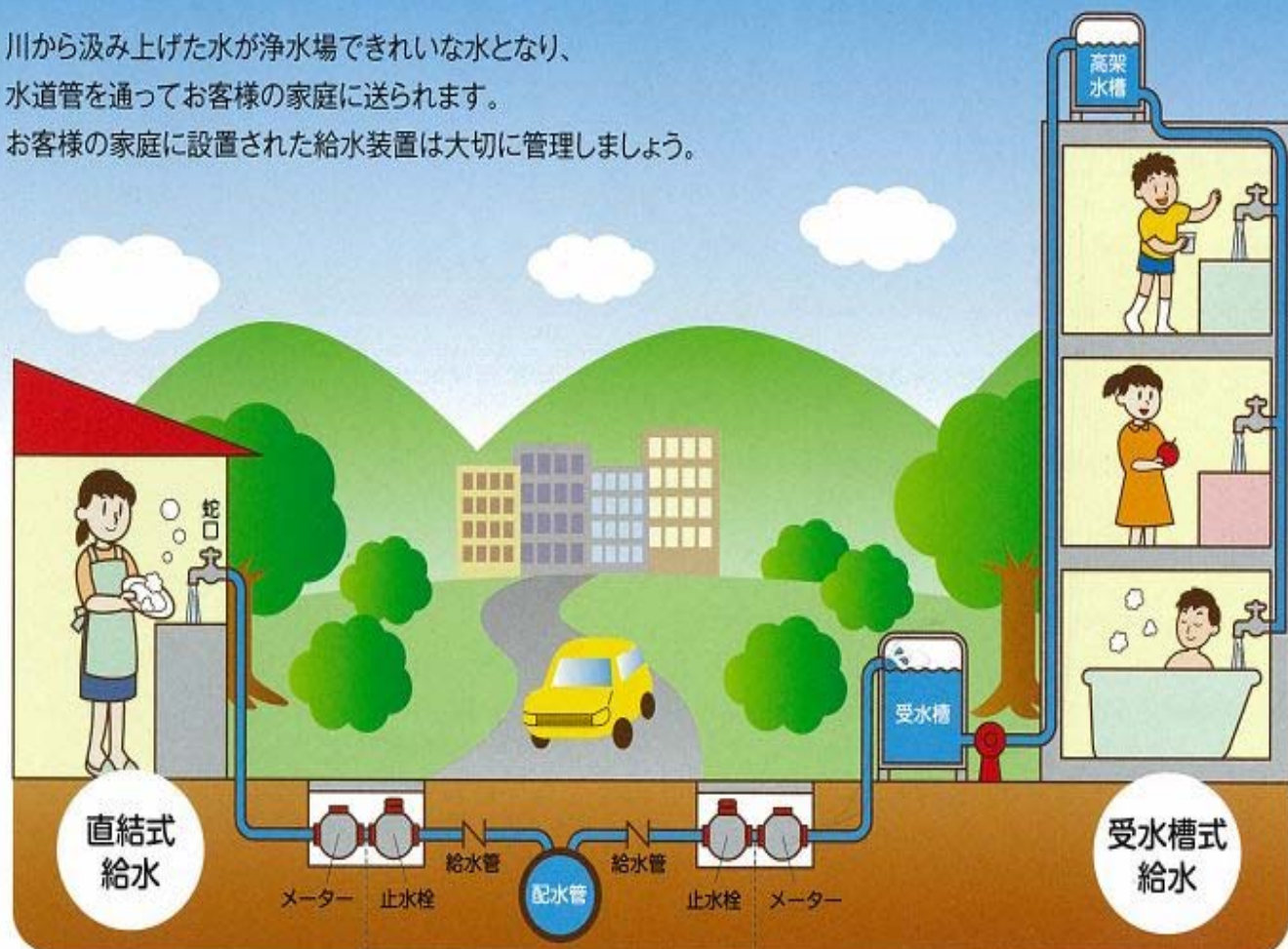
問合先 登米市水道事業所 水道管理課業務係  
電 話 0220-52-3311

- (1) お客さまの給水装置に関する工事や修繕(合わせて「給水装置工事」といいます)は登米市指定給水工事事業者でなければ施工することはできません。給水装置工事を発注するときは、登米市指定給水装置工事事業者であることを確認してください。
- (2) 給水装置工事を発注するときは、数社の登米市指定給水装置工事事業者から見積をとるなどして、内容の比較検討することをお勧めします。(見積が有料となる場合もありますので、事前に確認してください)
- (3) 給水装置工事では、施工業者に支払う工事費のほか、内容によっては水道事業所に納入する加入金や給水装置工事手数料が必要となります。詳しくは水道事業所水道管理課業務係までお問い合わせ下さい。
- (4) 給水装置工事の契約は、登米市指定給水装置工事事業者とお客様の間で行うもので、水道事業所は関与する事ができません。契約に際して内容や費用について十分な説明を受けてください。
- (5) 給水装置で漏水が発生し、水道使用料が多くなったときには状況に応じて使用水量を減免する制度があります。手続きは修理工事を行った登米市指定給水装置工事事業者へお問い合わせ下さい。(登米市指定給水装置工事事業者以外の修理は減免できません。)
- (6) 給水装置の清掃や浄水器設置等について販売勧誘を行っている業者がありますが、水道事業所では関与しておりませんのでご注意下さい。
- (7) 掲載している登米市指定給水装置工事事業者は、毎月異動があります。発注の際に確認したい方は水道事業所水道管理課業務係までご照会下さい。
- (8) 登米市指定給水装置工事事業者一覧表



# 給水装置のしくみと費用負担は このようになっています。

川から汲み上げた水が浄水場できれいな水となり、  
水道管を通ってお客様の家庭に送られます。  
お客様の家庭に設置された給水装置は大切に管理しましょう。



維持管理	お客様	お客様または登米市水道事業所	お客様
工事費負担	1	お客様(原因者)	
	2		登米市水道事業所
修理等の依頼先	指定工事事業者	登米市水道事業所	指定工事事業者

## ①お客様(原因者)が負担する工事費

- 新築、増築や老朽などで給水管を入れ替える工事(メーター器の移設費も含む)
- 下水道工事などで給水管を移設する工事
- 水道管やメーター・止水栓を破損させた場合の工事
- メーター器下流側で発生した給水管の漏水修理工事
- その他お客様の都合による給水装置工事

## ②登米市水道事業所が負担する工事費

- 配水管改良工事に伴う給水管の接続工事
- メーター検針に支障となるメーターの位置改良工事
- メーター器上流側で発生した給水管の漏水修理工事(破損以外)